

文 書 質 問 回 答 書 （ 1 1 月 ）

質問者： 堀 文彦 議員

回答日： 令和6年11月22日

1. 緊縛強盗事件の予防対策について

「緊縛強盗事件の予防対策について」のご質問で、1点目の「町民に対する町からの注意喚起」についてであります。議員ご指摘のとおり、東京都や埼玉県などの関東圏を中心に緊縛強盗事件が頻発しており、この間、本町におきましても、栗山警察署が毎月発行（町広報折込配付）しております「地域安全ニュース」を通じて、工事業者を名乗る不審な訪問への対応など、町民の皆さんへの注意喚起を行っております。

また、同署においては「エフエムくりやま」を通じ、同様の注意喚起を含め、特殊詐欺や強盗等の犯罪に関する呼び掛けを行っているところでもあります。

今後におきましても、栗山警察署や栗山消費者協会をはじめ関係機関等とも連携しながら、町民が悲惨な事件に巻き込まれることのないよう、引き続き、町広報やホームページ、エフエムくりやまなどを通じた注意喚起を行うとともに、北海道警察の公式防犯アプリ「ほくとポリス」の導入促進や、栗山警察署の電子メールサービス「くりぽんネットワーク」の登録促進なども図りながら、町民が安心して暮らせる地域の実現に向けた取組を行ってまいります。

2点目の「栗山町高齢者地域支え合い活動推進条例」の改正についてであります。本条例は、高齢者が住み慣れた地域において自立して生活していくことができるよう、日頃からの地域での見守り、支え合い、助け合い（地域支え合い活動）の推進を図ることで、要支援者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的に制定したものであります。

同条例に基づく、対象者名簿の提供先につきましては、民生委員・児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会であります。同条例第13条で守秘義務について規定し、「地域支え合い活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない」と定めております。

また、提供先の各機関とは、個人情報情報の取扱いに関する協定書を締結し、個人情報情報の安全管理について厳重な取り決めを交わすこととしております。

また、当該者から不同意の申し出があった場合は、情報の提供は行わないこととしており、町広報を通じて周知しているところでもあります。

以上のことから、現在のところ、条例改正は考えておりませんが、今後におきましても、個人

	情報保護の観点から、その安全管理の徹底を図ってまいります。
--	-------------------------------